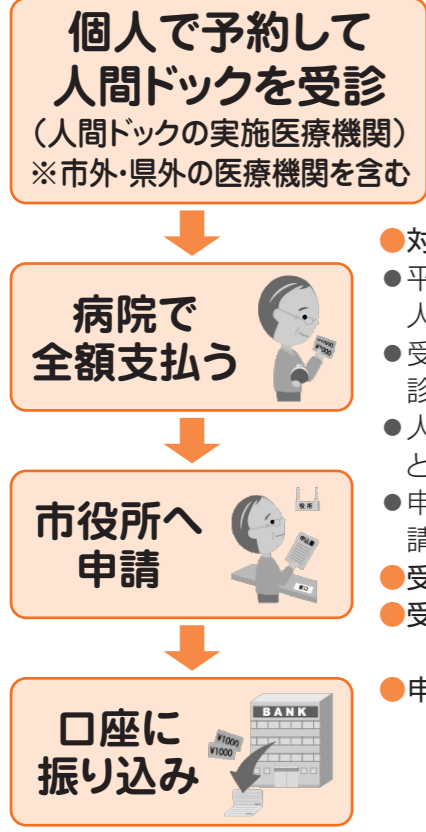


6月1日から  
受け付け

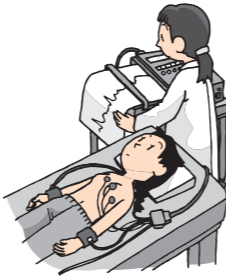
# 人間ドック費用の一部助成を活用しよう!

**1日ドックは1万5千円、1泊2日ドックは2万円**  
年度内に1人1回のみ

4月以降に人間ドックを受診した時に、受診料の一部を助成します。ただし、受診料が助成額以下の場合は支給できません。また、脳ドック、歯科ドック、PET検査、一般健康診断などは対象外です。



- 対象 次の要件をすべて満たす人
- 平成29年4月1日～平成30年3月31日に、保険医療機関で人間ドックを受診した人で、必須検査項目を満たしている場合のみ(ただし市が特別に認める場合は除く)
- 受診日に満40歳～74歳で、丸亀市国民健康保険に加入しており、市の特定健診・がん検診(肺、胃、大腸がん)の受診券を使っていない人
- 人間ドック結果報告書内の特定健診検査項目を、特定保健指導などに活用することに同意する人
- 申請時に納期限の到来している国保税を完納している世帯の人(納付した後、申請までの日数が短い場合は領収書(原本)が必要です)
- 受付期間 6月1日～平成30年3月31日(閉庁日を除く)
- 受付場所 保険課・綾歌・飯山市民総合センター(申請用紙設置、市ホームページにも掲載)
- 申請に必要なもの 被保険者証、人間ドックの結果報告書・領収書(原本コピー後返却)、市の特定健診、各種がん検診受診券(5月末頃健康課から郵送)、認印(世帯主および受診者)、振込通帳(受診者名義)



6月4日から10日は「歯と口の健康週間」です。お口の健康づくりの第一歩は、子どものときからの虫歯予防です。虫歯を予防するためには、歯磨きの習慣だけでなく、食生活にも気をつけなければいけません。

虫歯の原因となる細菌は、食べ物の中に含まれる糖分をもとに酸を作ります。この酸を作る回数が多いほど虫歯になりやすくなります。子どもが欲しがるときにおやつを与えてしまうと、虫歯になるリスクは高くなってしまいます。また、就寝前の



「歯と口の健康週間」  
子どもたちに健康習慣を

健康じゅく!  
丸亀市歯科医師会



歯磨きの後にジュース類を飲ませると、多発性の虫歯の原因になります。夏場によく飲まれるスポーツドリンクも運動時などの水分補給には効果的ですが、砂糖を多く含んでいるだけでなく酸性で歯を溶かしてしまうことも知っておかなければなりません。お茶や水の使い分けをする必要があります。

好きな時に好きな物を食べさせていると肥満や糖尿病にもつながります。おやつなどを食べさせることがいけないのではなく、食べさせ方が問題なのです。子どものころからの規則正しい食生活は、他の生活習慣病の予防にもつながり、体全体の健康につながります。

ぜひ、「歯と口の健康週間」を機会に、子どもたちに「歯と口の健康習慣」を身に付けさせてください。

## 介護保険

# 負担限度額認定の更新申請を

高齢者支援課 ☎24-8807



介護保険施設に入所している人や短期入所(ショートステイ)を利用している人で、介護保険負担限度額認定を受けている人が、引き続き負担の軽減を受けるためには、**7月末まで**に更新手続きをしてください。

### ■食費・居住費の負担限度額(1日当たり)

| 負担段階 | 対象者  | 居住費                |      |         |          | 食費   |
|------|--|--------------------|------|---------|----------|------|
|      |  | 従来型個室              | 多床型  | ユニット型個室 | ユニット型準個室 |      |
| 第1段階 | 世帯全員(※1)が市民税非課税で、高齢福祉年金を受給している人、生活保護を受けている人            | 490円<br>(320円)※2   | 0円   | 820円    | 490円     | 300円 |
| 第2段階 | 世帯全員(※1)が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人 | 490円<br>(420円)※2   | 370円 | 820円    | 490円     | 390円 |
| 第3段階 | 世帯全員(※1)が市民税非課税で、上記に該当しない人                             | 1,310円<br>(820円)※2 |      | 1,310円  | 1,310円   | 650円 |

※1 世帯を分離している配偶者を含む。  
※2 介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

- 配偶者……婚姻届を出していない事実婚を含みます。ただし、DVなど配偶者から暴力を受けている場合や行方不明などは除きます。
- 預貯金など……資産性があり、換金性が高く価格評価が容易なもの、定期などを含みます。金額の確認のため、通帳の写しの提出をお願いします。
- 非課税年金……遺族年金、障害年金

65歳以上で介護保険サービスを利用した場合は、利用料の1割または2割分を利用者(被保険者)が負担し、残りの8割または9割分を介護保険(市)が負担します。

しかし、交通事故などの第三者行為が原因で介護保険サービスを利用する場合は加害者(第三者)の負担が原則です。市が



「交通事故」などで介護保険を利用するときには届け出を

高齢者支援課 ☎24-8807

介護保険で一時的に立て替えたあと、加害者に請求します。交通事故などの第三者行為によるものかどうかを把握するため、第三者行為に該当する可能性が生じた場合は、届け出が必要で、詳しくは、高齢者支援課でお尋ねください。

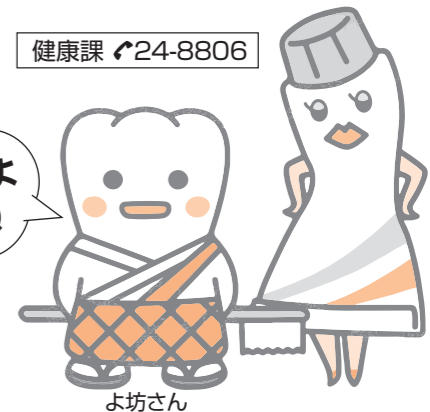
6月4日～10日

# 歯と口の健康週間まつり

健康課 ☎24-8806

- 日時 **6月4日(日)** 午前9時～正午受け付け
- 場所 ひまわりセンター
- 対象 乳幼児(6歳まで)・成人対象(口腔がん検診も実施しています)
- 内容 ◆歯科医師による健診 ◆フッ素塗布 ◆歯科衛生士による歯磨き指導 ◆薬剤師による歯周病検査

すべて無料だよ  
家族できてね



よ坊さん